

議案第 6 9 号

十和田地区環境整備事務組合の解散に伴う財産処分及び事務承継
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条及び十和田地区環境整備事務組合同規約（昭和 4 2 年青森県指令第 3 4 1 7 号）第 1 3 条の規定により、令和 3 年 3 月 3 1 日をもって十和田地区環境整備事務組合を解散することに伴う財産処分及び事務承継を別紙のとおり定めるものとする。

令和 2 年 1 2 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

令和 3 年 3 月 3 1 日をもって十和田地区環境整備事務組合を解散することに伴い、同組合の財産処分及び事務承継について協議するため提案するものである。

1 十和田地区環境整備事務組合の財産処分

(1) 処分する財産及び帰属先

財産の種類		数量等	帰属先	
公有財産	土地	六戸衛生センター敷地	令和3年3月31日 現在の財産台帳登録の所有地	十和田地域広域事務組合
		三沢地区衛生センター敷地	令和3年3月31日 現在の財産台帳登録の所有地	三沢市
	施設等	六戸衛生センター	令和3年3月31日 現在の財産台帳登録の所有施設	十和田地域広域事務組合
		三沢地区衛生センター	令和3年3月31日 現在の財産台帳登録の所有施設	三沢市
		し尿等前処理施設	令和3年3月31日 現在の財産台帳登録の所有施設	十和田地域広域事務組合
	物品	備品（六戸衛生センター）	令和3年3月31日 現在の備品台帳登録の備品	十和田地域広域事務組合
		備品（三沢地区衛生センター）	令和3年3月31日 現在の備品台帳登録の備品	三沢市
備品（し尿等前処理施設）		令和3年3月31日 現在の備品台帳登録の備品	十和田地域広域事務組合	

債務	組合債（一般廃棄物処理事業債）	令和3年3月31日 現在	十和田地域広域事務組合	
基金	財政調整基金	総務・議会費分	令和3年3月31日 現在における残高	次の割合で分配 十和田市 6分の1 三沢市 6分の1 六戸町 6分の1 おいらせ町 6分の1 五戸町 6分の1 新郷村 6分の1
		六戸衛生センター分	令和3年3月31日 現在における残高	次の割合で分配 十和田市 70.22% 五戸町 27.10% 新郷村 2.68%
		三沢地区衛生センター分	令和3年3月31日 現在における残高	次の割合で分配 三沢市 57.09% 六戸町 12.58% おいらせ町 30.33%

(2) 処分時期

財産の種類	処分時期
公有財産、物品及び債務	令和3年4月1日
基金	令和3年度中（令和2年度十和田地区環境整備事務組合決算認定後）

2 十和田地区環境整備事務組合の事務承継

(1) 十和田地域広域事務組合に承継する事務

- ア 決算の認定及び基金の分配に関する事務並びに六戸衛生センターに関する事務
- イ し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の前処理（十和田市が有する終末処理場に投入するための処理をいう。以下同じ。）を行う施設の設置及び管理運営に関する事務
- ウ 十和田地域広域事務組合管内における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づくし尿等の収集、運搬及び前処理に関する事務
- エ 十和田地域広域事務組合管内における廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づくし尿等の収集、運搬及び処分を業とする者に関する事務
- オ 十和田地域広域事務組合管内における浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく浄化槽の清掃を業とする者に関する事務

(2) 三沢市に承継する事務

- ア 三沢地区衛生センターに関する事務
- イ 三沢市管内の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づくし尿等の収集、運搬及び処分に関する事務
- ウ 三沢市管内の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づくし尿等の収集、運搬及び処分を業とする者に関する事務
- エ 三沢市管内における浄化槽法の規定に基づく浄化槽の清掃を業とする者に関する事務

(3) 十和田市、五戸町、六戸町、おいらせ町及び新郷村に承継する事務

- し尿等の処分（前処理を除く。）に関する事務